

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	大月町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.otsuki.kochi.jp/kakuka/003-02.html

執行機関名 大月町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号)によるひとり親家庭への医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		平成27年12月17日条例第19号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条別表第1 3大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号)によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号) 大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和51年規則第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号)第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	大月町ひとり親家庭医療費助成を受けようとする者の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号)第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	申請者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和51年条例第22号)第3条、第5条 大月町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和51年規則第9号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報